

平成26年度第2回伊勢地区地域審議会会議概要

- 1 開催日時 平成27年2月17日（火）午後7時00時～午後8時35分
- 2 開催場所 伊勢市役所東庁舎4-3会議室
- 3 議事内容 (1) 下水道受益者負担金について（報告）
(2) 新市建設計画の変更について（諮問）
(3) その他
- 4 出席委員 櫻井治男委員、山中一孝委員、前田政吉委員、杉田英男委員、馬瀬清美委員、竜田和代委員、山川一子委員、佐久間泰子委員、岡本忠佳委員、小久保吉久委員、埜崎蓮香委員、野村誠一委員
- 5 欠席委員 中村基記委員、森本幸生委員、村田典子委員、廣義明委員、北村和也委員、中居登巳男委員、浦田宗昭委員
- 6 出席職員 情報戦略局長、企画調整課長、財政課長、企画調整係長、企画調整係員、上下水道部次長、料金課長、下水道負担金係長

7 議事概要

(1) 下水道受益者負担金について

(上下水道部による説明)

- ・下水道受益者負担金は、「合併後原則として10年間は、現行のとおりとする」とする合併調整を行い、合併当時の旧市町村の制度を継続して運用してきた。合併10年以後については定められていないが、住民負担の公平化、適正化を図るため、統一的な賦課が求められる。
- ・既に事業計画区域となった区域の負担金を合併後10年で統一した場合、整備時期の違いによって、負担金額に差が生じることになる。したがって、合併後10年、平成27年3月31日までに事業着手された区域（第4期事業計画区域まで）は、合併10年以後も従来どおりの負担金額とする。
- ・合併10年以後に新たな事業計画区域となる区域（第5期以降の事業計画区域）は、統一した受益者負担金を賦課することとするが、負担金額は、新たな事業計画を定めるときに決定する。

(委員による質問)

- ・統一するとはどういうことか。また、従来負担金額と新たな負担金額の差ほどのくらいになるのか。

⇒旧市町村ごとに異なる負担金額を運用してきたが、第5期以降の事業計画で整備する地域の負担金額は、全市で同一にするということである。統一後の負担金額は、事業規模による部分もあり、現時点では決められていないが、従来から大き

く変更することは難しいと考えている。

- ・現在の負担金額はどのようになっているのか。

⇒伊勢地区は 508 円/m²、二見地区は戸割負担で 15 万円、小俣地区は戸割負担で 8 万円（供用開始公示前申込分は 2 万円）、御薊地区は戸割負担で 8 万円となっている。

(2) 新市建設計画の変更について

【諮問】『伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御薊村の廃置分合に伴う地域審議会を設置することに関する協議第 3 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、「新市建設計画変更案」について、貴審議会の意見を求めます。』

(情報戦略局による説明)

- ・新市建設計画の変更の主な理由は、法改正によって合併特例債を起債できる期間が 5 年間延長されたことを受け、合併特例債対象事業の要件となる新市建設計画の計画期間を 5 年間延長し、当市の合併特例債の起債可能期間を平成 32 年度まで 5 年間延長することである。
- ・合併特例債は地域間の調整を進める事業で活用してきた経緯があり、今後も同様に活用していく予定である。特に、当市の財政状況から、新病院建設及び小中学校統廃合に伴う校舎建設等の事業においては、合併特例債を適用したいと考えている。

(委員による質問)

- ・当初の財政計画の額と変更後の財政計画の決算額を比べると、大きく異なる部分がある。

⇒児童手当から子ども手当への制度変更及び消費税法改正など、新市建設計画を策定した平成 17 年以後の制度変更の影響がある。なお、変更後の財政計画では、決算額が確定している平成 25 年度までは決算額を示し、決算額が確定していない平成 26 年度から平成 32 年度までは見込み値を示している。

- ・変更後の財政計画における平成 26 年度から平成 32 年度の歳入の見込み値で、各種交付金の額が伸びていることについて裏付けはあるのか。

⇒地方消費税交付金について、平成 29 年 4 月に消費税率が 8 % から 10 % に改正されることを見込んでいる。消費税率の改正に合わせ、地方と国の税率配分割合が変わるため、地方消費税交付金の額に影響がある。

- ・計画の期間について、「合併の行われた日の属する年度及びこれに続く 15 年度」に変更するとはどういうことか。

⇒新市建設計画は平成 17 年 11 月 1 日に始まったが、財政計画は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの年度単位で策定する必要があるため、財政計画に含まれない平成 17

年 11 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの 5 ヶ月間を「合併の行われた日の属する年度」とし、平成 18 年度から平成 32 年度までを「これに続く 15 年度」としている。新市建設計画としての計画期間は、15 年 5 ヶ月ということになる。

- ・公共施設の適正配置と整備について、「有効活用ができない公共施設については、除却を進めます」とあるが、これは転用の意味も含んでいるのか。

⇒除却を進める前に、転用を含む有効利用等について検討することを前提としている。平成 28 年度までに策定を求められている公共施設等総合管理計画において、今後の具体的方針を示していく予定である。

- ・公共施設の適正配置と整備について、今後は学校統廃合による校舎建設及び跡地利用が大きな課題になってくると考える。

⇒当該地域及び教育委員会と協議しながら、進めていきたいと考えている。

- ・新市建設計画の冊子には平成 17 年当時の資料が掲載されており、公共施設、就業人口構成比、関連計画など、現状と合わない部分が出てきているのではないかと。新市建設計画を変更するのであれば、この機会に市民から見て分かりやすい形に資料を整えて提示してはどうか。あるいは、資料を変更しないのであれば、例えば「資料は当時のものとする」などの注釈を入れてはどうか。

⇒今回の変更は、事前に県と協議を行い、合併特例債の起債可能期間を延長するにあたって必要となる部分を対象としている。伊勢市の現状と将来を示すデータについては、今後策定を予定している地方人口ビジョンや地方版総合戦略などの計画で提示していく。新市建設計画は平成 17 年に策定した計画であるという理解のもと、変更は必要最小限にとどめ、当時の資料はそのまま据え置きたい。注釈の文言を入れることについては、変更後の計画冊子をどのような形で作成するかということも含め、他地区の地域審議会の意見も踏まえての検討事項としたい。

(答申について)

- ・諮問事項については了解とし、伊勢地区地域審議会として新市建設計画の変更を認めることとする。
- ・新市建設計画の資料が平成 17 年当時のものであることを示す注釈を入れることについては、事務局で検討されたい。
- ・答申は会長に一任し、会長が答申を行った後、委員に答申の写しを送付することとする。

(3) その他

- ・審議会資料は当日配布ではなく事前配布とすることを要望する。

⇒事前配布とさせていただくよう努める。

以 上